

財務省 同時発表

平成 30 年 4 月 18 日

中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の 課税期間の延長に関する調査を開始します

経済産業省及び財務省は、関係法令に照らして検討を行った結果、中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれの有無に関する調査を開始することとしました。

1. 背景

経済産業省及び財務省は、本年 3 月 2 日に東ソ一日向株式会社及び東ソー株式会社から財務大臣に提出された中華人民共和国産(注 1)の電解二酸化マンガン(注 2)に対する不当廉売関税(注 3)の課税期間の延長申請について、関係法令に照らして検討を行った結果、関税定率法に基づく調査を行う要件を満たしていると認められましたので、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれの有無に関する調査を開始することとしました(本日付け告示)。

(注 1) 香港地域及びマカオ地域を除く。

(注 2) 電解二酸化マンガンは、灰黒色の粉末であり、主に電池(アルカリ電池、リチウム電池等)の正極材に使用される。

(注 3) 南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン産の電解二酸化マンガンについては、平成 20 年 9 月 1 日から平成 31 年 3 月 4 日までを課税期間として、不当廉売関税(税率:14.0%~46.5%)が課されている。

2. 調査概要

調査は、原則として 1 年以内に終了することとされており、今後、利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、中華人民共和国の生産者や輸出者、本邦の生産者等に対する実態調査による客観的な証拠の収集を行います。

これらの結果を踏まえ、WTO 協定及び関係国内法令に基づき、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が課税期間満了後に継続し又は再発するおそれの有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税期間の延長の可否を政府として判断することとなります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室長 寺西

担当者: 十二

電話:03-3501-1511(内線 3256~8)

03-3501-3462(直通)

03-3501-0992(FAX)

製造産業局 素材産業課長 湯本

担当者: 岩谷、町田

電話:03-3501-1511(内線 3731~40)

03-3501-1737(直通)

03-3580-6348(FAX)